



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 4 1 2 号 令和 4 年 1 月 1 1 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4	令和 3 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
1 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
1 6	地籍調査の成果を認証した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

徳島県告示第十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び  
第一百八十条の規定により、令和三年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官  
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和四年一月二十六日（水曜日）まで	令和四年二月二日（水曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、令和四年三月一日又は四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

## 徳島県告示第十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 一 申請の概要

#### 1 申請者

名 称 貞光食糧工業株式会社

住 所 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出四三番地の一〇

代表者 代表取締役 辻貴博

#### 2 工場又は事業場

名 称 貞光食糧工業株式会社食品工場

所在地 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字小山北一六八―二

#### 3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号イに規定する原料処理施設

#### 4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

### 二 縦覧の期間及び場所

#### 1 期間

令和四年一月十一日から

令和四年二月一日まで

#### 2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及びつるぎ町住宅環境課

徳島県告示第十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、石井町長及び東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 石井町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

石井町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

名西郡石井町藍畑字高畑の一部及び第十（藍畑九地区）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域

(四) 名西郡石井町藍畑字高畑の一部及び第十（藍畑九地区）

(五) 認証年月日

令和三年十二月二十四日

2 (一) 調査を行った者の名称

石井町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

名西郡石井町高川原字天神の一部（高川原一地区）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域

(四) 名西郡石井町高川原字天神の一部（高川原一地区）

(五) 認証年月日

令和三年十二月二十四日

二 東みよし町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

東みよし町西庄字無双田、馬場下、奥谷及び下屋敷、絵堂、日浦の一部（西庄五地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

三好郡東みよし町西庄字無双田、馬場下、奥谷及び下屋敷、絵堂、日浦の一部（西庄五地区）

(五) 認証年月日

令和三年十二月二十四日

- 2 (一) 調査を行った者の名称  
東みよし町
  - (二) 調査を行った時期  
令和元年度及び令和二年度
  - (三) 成果の名称  
東みよし町毛田の一部（毛田十一地区）の地籍図及び地籍簿
  - (四) 調査を行った地域  
三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十一地区）
  - (五) 認証年月日  
令和三年十二月二十四日
- 3 (一) 調査を行った者の名称  
東みよし町
  - (二) 調査を行った時期  
令和元年度及び令和二年度
  - (三) 成果の名称  
東みよし町東山字石木の一部（石木六地区）の地籍図及び地籍簿
  - (四) 調査を行った地域  
三好郡東みよし町東山字石木の一部（石木六地区）
  - (五) 認証年月日  
令和三年十二月二十四日